

国別ガイダンス：シリア
EUAA（欧州連合難民機関）
2025年12月

ガイダンス・ノート

2025年12月更新

本文書の現行版は、「EUAA 暫定国別ガイダンス：シリア、2025年6月」に取って代わるものである。

シリアに関するガイダンス・ノートは、欧州連合難民機関（EUAA）が、EU加盟国及び関連国（4か国）と共同で、EUAA規則5号の第11条に基づき作成したものである。本ノートは、包括的な共通分析の結論を基に要約したものであり、その目的はEU加盟国及び関連国が国際保護申請を審査する際の支援を提供し、それによってEU全域における難民認定実務及び決定の収束を促進することにある。

本ガイダンス・ノートは、「国別ガイダンス：シリア」の一部であり、共通分析と併せて参照されるべきである。

シリアでは、迫害又は重大な危害の加害者として幅広い集団や個人が挙げられ、国家と非国家主体の明確な区別が困難な場合もある。これには、暫定政府、シリア国民軍（SNA）及びシリア民主軍（SDF）が含まれる。その他の主体には、イラク・レバントのイスラム国（ISIL）、元アサド政権軍・情報当局の高等官によって設立されたグループやネットワーク、イスラエル軍、トルコ、犯罪組織、無所属の武装勢力、サラヤ・アンサール・アル・スンナ [Saraya Ansar al-Sunnah] などのその他の武装集団、申請者の家族、そして社会全体が含まれる。「迫害又は重大な危害の主体」セクションを参照のこと。

国際保護を求める申請者の中で最も頻繁に見られるプロフィールのうち、以下のプロフィールは、難民の地位を受ける資格を有するであろうとは言い難い。

- 兵役に関連するプロフィール
- 単にスンニ派アラブ人であるという事実に基づくプロフィール

以下のものは難民の地位を受ける資格がほぼ確実にあると考えられる。

- 多様な性的指向、性自認、性表現および身体的性（SOGIESC）を持つ者
- ISILとの関連性が疑われる者（このプロフィールについては除外事項が特に重要）

次のプロフィールに該当する者について、難民の地位を認定する蓋然性に影響を与えう

るリスク因子／事情に関する追加ガイダンスが示されている。

- ・ シリア旧政権関係者
- ・ クルド系勢力による強制徴集または子ども徴集を恐れる者
- ・ SD／YPG（クルド人民防衛隊）に反対していると見なされる者
- ・ ジャーナリスト及びその他のメディア関係者
- ・ クルド人
- ・ アラウィ派
- ・ ドルーズ派
- ・ 女性及び少女
- ・ 子ども

キリスト教徒に対する迫害行為、あるいは宗教的・道徳的な法規・規範・規範を違反したとみなされた者に対する迫害行為は稀にしか発生しないため、こうしたプロファイルにおいては、迫害の十分に理由のある恐怖が立証されるのは例外的な場合に限られる。したがって、各事案は入手可能な最新情報を考慮に入れ、個別に評価されなければならない。

本稿執筆時点において、暫定政府に反対していると見なされる者の状況に関する入手可能な情報が限られているため、こうした事例の個別評価は入手可能な最新情報に基づいて行うべきである。

シリアにおいて UNRWA の保護または支援を過去に受けていたパレスチナ人は、第 12 条(2)項及び(3)項が適用されない場合に限り、当然に難民の地位を付与される。UNRWA の保護または支援を事前に受けていなかったパレスチナ人については、当該者がシリアにおけるパレスチナ難民であること、またはそのような者の子孫であるという事実のみでは、迫害の十分に理由のある恐怖の立証に必要な危険の敷居には至らない。

難民の地位の該当性が認められない場合、事実認定された個別の事情を考慮しつつ、加盟国は補完的保護の付与を検討すべきである。

QD/QR（難民認定基準／難民認定規則）第 15 条(a)項：死刑または処刑について、本稿執筆時点では暫定政府による死刑執行の情報はないものの、ここ数カ月で処刑が報告されている。処刑の可能性が相当程度あり、かつ迫害の理由との関連性が立証できない場合、第 15 条(a)項に基づく補完的保護が付与される。

QD/QR 第 15 条(b)：拷問又は非人道的若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰が、特定の事案に適用される可能性がある。例えば、拷問、生命を脅かす拘禁環境および犯罪的暴力

などが報告されている。

補助的保護に関して、QD/QR 第 15 条(c): 武力紛争状況下における無差別暴力について、本ガイダンスは各県ごとに以下の通り評価する。

- シリア国内において、無差別暴力の程度が極めて高いレベルまたは高いレベルに達している地域は存在しない。
- アレッポ県、ダルア県、デイル・アズール県、ハマ県、ハサカ県、ホムス県、イドリブ県、ラタキア県、クネイトラ県、ラッカ県、ダマスカス郊外県、スウェイダ県、タルトゥース県においては、無差別暴力が発生しているが、高レベルには達していない。したがって、これらの地域に帰還した民間人が重大な危害の現実的な危険に直面すると信じるに足る相当な根拠を示すには、より高いレベルの個別的事情が必要である。
- ダマスカス県においては、QD/QR 第 15 条(c)に基づく重大な危害の現実的な危険は、概ね存在しないと見なされる。

シリア出身の申請者の国際保護の必要性は、同国における保護の全般的な欠如によってさらに複雑化している。暫定政府も、北東シリア民主自治行政 (DAANES) も、QD 第 7 条および QR の要件を満たす保護主体とは見なせない。

ダマスカス市内においては、国内避難の選択 (IPA) が適用可能な場合があると評価される。ただし、シリア国内の他の地域への IPA 適用可能性を妨げるものではない。

最後に、シリア出身の申請者に関する多くの事案において、除外条項が関連する可能性がある。例えば、アサド政権の武装勢力の元構成員、政権崩壊後に結成されたアサド派民兵組織の (元) 構成員、かつて「反政府武装勢力」と呼ばれた組織 (自由シリア軍、ジャバート・アル・ヌスラ [Jabhat al-Nusra]、ハヤト・タハリール・アッシャム [Hay'at Tahrir al-Sham]、シリア国軍 (特にスレイマン・シャー旅団 [Suleiman Shah Brigade]、ハムザ師団 [Hamza Division] とその指揮官、スルタン・ムラド師団および ISIL)、(元) クルド系政治勢力 (PYD / 民主連合党)、治安部隊 (SDF、YPG、アサイシュ [Asayish]) およびクルディスタン労働者党 (PKK) に関連する集団 (クルド革命青年運動など) ならびに重大な犯罪を犯した者などである。